

# 印鑑登録手続きの流れ

★本人が窓口に来る場合

**有効期限内のマイナンバーカード・運転免許証などの  
本人確認書類を持っていますか？**

(官公署が発行した写真付の身分証明書)

※顔写真のない本人確認書類(健康保険の資格確認書など)では、即日登録できません。

**はい**

**即日登録**

持ち物

- ・マイナンバーカード、免許証などの原本
- ・登録する印鑑

**いいえ**

**保証人はいですか？**

保証人条件

- ・日高市で印鑑登録をしている方
- ・登録印鑑と登録カード(印鑑登録証)が揃っている方
- ・窓口と一緒に来てもらえる方

この条件全てを満たしていれば

**はい**

**即日登録**

持ち物

- ・登録する印鑑

保証人の方は、

- ・登録印鑑
- ・登録カード(印鑑登録証)

**いいえ**

**当日は登録申請のみです。**

持ち物 ・登録する印鑑

- ・本人確認書類(健康保険の資格確認書などの原本) 1点

受付窓口より「照会書」を郵送します。

↓

↓

数日後

↓

**「照会書」が届いたら、回答書を記入し窓口へ**

持ち物

- ・回答書
- ・登録する印鑑
- ・本人確認書類(健康保険の資格確認書などの原本) 1点

↓

**登録**

その他事項

- ・市役所及び各出張所で手続きができます。
- ・「照会書」は、親展・転送不要の普通郵便で住民登録の住所に郵送します。

# 印鑑登録手続きの流れ

☆代理人が窓口に来る場合

## 来庁・来所 1回目（申請）

### ※即日登録はできません

持ち物

- 代理人選任届（委任状） ※印鑑の登録を受けようとする本人（登録申請者）が自署して、登録する印鑑を押印してください。
- 登録する印鑑
- 代理人の認印
- 登録申請者の本人確認書類（健康保険の資格確認書などの原本）1点 ※コピー不可  
※登録申請者は、本人確認書類の原本を代理人に預けてください。
- 代理人の本人確認書類（免許証、健康保険の資格確認書などの原本）1点

↓  
登録申請者へ「照会書」を郵送します。

↓  
数日後

↓  
「照会書」が届いたら、登録申請者が 回答書 に自署して、登録する印鑑を押印してください。

## 来庁・来所 2回目（登録）

登録申請をした窓口での手続きになります。

持ち物

- 代理人選任届（委任状） ※登録申請者が自署して、登録する印鑑を押印してください。
- 回答書
- 登録する印鑑
- 登録申請者の本人確認書類（健康保険の資格確認書などの原本）1点 ※コピー不可  
※登録申請者は、本人確認書類の原本を代理人に預けてください。
- 代理人の本人確認書類（免許証、健康保険の資格確認書などの原本）1点

登 録

その他事項

- 代理人選任届の用紙は、市役所市民課及び各出張所にあります。
- 市役所市民課及び各出張所で手続きができます。
- 代理人による登録申請の場合は、申請当日には登録手続きが完了せず、印鑑登録証明書を発行することができません。「照会書」は、登録申請者宛に 親展・転送不要 の普通郵便で住民登録の住所に郵送します。余裕を持って、登録申請をしてください。